

スペシャルオリンピックスにおける政策提言
—知的障害者の豊かなスポーツ生活のために—

早稲田大学 武藤ゼミ 1

○中山友里 上野雅之 郡岳寛 宮寄雄史 森田浩平

1. 研究の目的

世界で知的発達障害のある人の数は、全人口の2~3%、1億7000万人にものぼり、日本にはおよそ200~300万人ほどの知的障害者がいると予想されている。しかし、日本ではスポーツを日常的に行う知的障害者は少なく、知的障害者がスポーツを楽しむことはまだ文化として根付いていない。

スポーツは、人々の心身の健康を保持増進する身体活動であり、人々のコミュニケーションや、地域間の交流を促進するものでもある。2011年に施行されたスポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利とされており、すべての国民はスポーツ活動への参加を権利として主張することができるようになった。

スポーツ基本法に明示された権利が尊重され、すべての人々が豊かなスポーツ生活を送るためには、知的障害を持つ人々も存分にスポーツを楽しむことができる社会を創出する必要がある。今回の研究では、スペシャルオリンピックスの活動に焦点を当て、その問題点を分析し、その問題点と解決する政策を提案して、知的障害者のスポーツ活動への参加の促進を図る。

2. スペシャルオリンピックスについて

(1) 概要

スペシャルオリンピックスとは、知的障害者にさまざまなスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供しているスポーツ組織である。知的障害者がスポーツ活動を通してさまざまなことに挑戦する機会を提供することで、知的障害者の自立や社会参加の支援にもつながっている。

スペシャルオリンピックスは非営利活動であり、運営はたくさんの寄付金によって行われている。本部はワシントンにあり、150の国と地域が加盟している。活動に参加しているアスリートは全部で100万人ほどおり、75万人ものボランティアの人々に支えられて活動している。

スペシャルオリンピックスの各競技のルールについては、通常のオリンピックのように

厳しいが、競技の運営法に違いが見られる。スペシャルオリンピックスではアスリートをまず「ディビジョニング」という方法で能力別に分け、参加者全員がレベル別に分かれて決勝に進む。そして決勝では順位がつけられ、1位から3位の選手にメダルが渡されるが、4位以下の選手にもリボン賞が与えられ、全員が表彰される。国家のために戦い、勝利することは選手に求められていない。

(2)問題点

スペシャルオリンピックスは、発祥の地であるアメリカでは、95%の認知度があるが、日本ではほとんどの人に知られていないのが現状である。認知度が低いために、スポーツ活動がしたいと考えていても、当人やその親がスペシャルオリンピックスという好機に気づかず、知的障害者がスポーツ活動をできていない場合が多いと懸念される。

また、認知度が低いと、ボランティアを確保することも困難である。スペシャルオリンピックスの活動は、多くのボランティアを必要とするため、たくさんの人々に組織の存在を知ってもらい、活動を理解してもらわなければならない。現在スペシャルオリンピックスはスポーツトレーニングボランティアと大会・イベントボランティア、そして事務局ボランティアの募集を行っているが、ボランティアの人数が不十分であると、多くの知的障害者を受け入れることができず、また参加者の怪我や事故にもつながりかねない。

そして、認知度の低さは寄付金の額にも影響している。現在、スペシャルオリンピックスは adidas やユニクロなど、多くの一流企業に支援をしてもらっているが、スペシャルオリンピックス認知度が上がると、さらに多くの企業が活動支援に興味を持ち、寄付をされると考えられる。スペシャルオリンピックスは社会福祉に大きく役立つ活動をしており、企業は寄付をすることで社会貢献をすることができる。そして、スペシャルオリンピックスは多くの寄付金を集めることで、より多くのアスリートにスポーツ活動の場を提供することができ、またアスリートの練習や大会参加の機会を増やすこともできる。

3. 解決策

スペシャルオリンピックスの収支決算書を見ると、収入の大部分を占める寄付金収入が予算額よりも少ないために、資金面に関して問題があるのが、現在のスペシャルオリンピックスの状態である。この状態を改善するには、まずお金を寄付やスポンサー各社から集める必要がある。資金を集めるには、スペシャルオリンピックスをメジャーにして、価値を高めて、多くの人に知ってもらう必要がある。そうすることにより、スポンサー企業がスペシャルオリンピックスに対して、投資価値や宣伝・広告効果があると判断する。スポンサー企業にとっては、スペシャルオリンピックスのスポンサーなることで、イメージがUPしたり、認知度が上がることで、社会的メリットがたくさんある。このように、投資価値があり、宣伝・広告効果があるということは、世間の人々がスペシャルオリンピックス

スのことを知っていて、広まっている状態である。スペシャルオリンピックスがこのような状態にあるためには、多くのボランティアを創出して、実際に体験して活動してもらうことにより、理解を深めてもらうことが1番である。そこで、私たちは2つの解決策を考えた。

(1) 解決策1

1つ目は、教育免許取得者が行う介護実習において、スペシャルオリンピックスへのボランティアをプログラムの一環として、組み込むということである。具体的には、介護実習は社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間の実習を行うのだが、それに加えて実習の最後にスペシャルオリンピックスの大会や普段の練習の役員や補助として、1日間働いてもらうのである。スペシャルオリンピックスへの参加者は、知的障害を持つ人々であるので、接し方や関わり方に戸惑いを持つかもしれない。しかしながら介護実習体験者は、その前の社会福祉施設や特別支援学校での実習をしているので、知的障害の方々との接し方も少しは慣れているので、接し方の問題は少ないのである。

では、なぜ介護実習のプログラムにボランティアを組み込むのかというと、スペシャルオリンピックス側のメリットとして、ボランティア人数の確保ができる。また、若い世代の人々に実際に体験や経験をしてもらいながら、スペシャルオリンピックスのことを知ってもらうことにより、知名度が上がる。それと共に、介護実習は教員免許取得者が行うものなので、将来教員になる人が多いため、教師になって教壇に立った時に生徒に対して、スペシャルオリンピックスのことについて話したり、伝える機会があると考えられるので、普及の面からもメリットがある。逆に、介護実習に参加する学生のメリットとしては、将来教員になるので、若いうちから知的障害の方々に関わったり、接する機会や経験があることにより、教師になった時や特別支援学校に配属された時に、この時の経験が生きてくる。また、自分の実体験と関わり方や接し方を話し、伝えることができる。このプログラムによって、スペシャルオリンピックス側、学生側との両方にメリットがあり、お互いが利益を享受できる好循環が生まれるのである。

(2) 解決策2

2つ目は、スポンサー企業による学生インターン生派遣制度である。私たちが考えるインターン制度は、スペシャルオリンピックスの組織が学生インターン生を集めるものではなく、スペシャルオリンピックスのスポンサー各社に協力してもらい、スポンサー企業がインターン生を集め、その企業からスペシャルオリンピックスの組織にインターン生を派遣してもらうものである。なぜこのような制度を提案するのかというと、今までのような学生が自発的にスペシャルオリンピックスのインターンやボランティアに応募する形では、意識が高かったり、ボランティアをしたい人などという数の限られた人しか集まらない。またこのような制度は、一般の人（学生を含めた）を対象として行われていたが、ボラン

ティアの数は思うように伸びなく、上手く進んでいないのが現状であった。そこで上記でも挙げたように、スポンサー企業にインターン生として働いている学生を、企業からスペシャルオリンピックスに派遣してもらうのである。そのことにより、まずボランティアの数の確保ができる。ボランティアの数が多ければ、練習や試合運営においては、隅々まで目が行き届くので、知的障害の方々が予想外の行動をしたり、状況に陥ったとしても、フォローができるので、安全で円滑な運営ができるのである。

また、スポンサー企業から、学生を派遣してもらうことにより、スペシャルオリンピックスで長期的に働く学生を集めることも可能である。長期的に活動に参加して働くメリットとして、スペシャルオリンピックスの試合や練習を手伝うだけでなく、事務局などでもボランティアとして働くことが可能である。長期で働く代わりに、インターン生はスポーツ団体の内部や、仕事を学ぶことができる。

この学生インターン生派遣制度により、学生を派遣した企業は行なっている社会貢献活動などとして、社外に発信できる。経済成長を経て、人や社会が豊かになった現在では、お金を稼ぐこと以外にも、社会や社会的弱者の人々に対して貢献することなどが、企業の価値を高めたり、PR することにおいて重要となってきた。よって、この制度に取り組み活動することは、企業にもメリットがあるため、重要となる。

4. 最後に

このように、現在のスペシャルオリンピックスの状況を打開して、より多くの世間の人に知られて、理解されるには、ボランティアとして参加する人数が増え、実体験の中で経験することにより、スペシャルオリンピックスのことを理解して、情報や活動の発信者となる必要がある。それにより知的障害者の方々、豊かなスポーツ生活を送れるようになるための政策を提言していきたい。

<資料・文献>

遠藤雅子(2004) スペシャルオリンピックス、集英社

スペシャルオリンピックス日本 HP(<http://www.son.or.jp/>)【2012.09.30 閲覧】

文部科学省 HP スポーツ基本法

(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm)【2012.10.01 閲覧】

2011 年度 NPO 法人スペシャルオリンピックス日本財務諸表並びに収支計算書

(http://www.son.or.jp/pdf/about_son/outline/finance_report/2011_financial_report_reference.pdf)【2012.10.01 閲覧】